

ファミリーサポートセンターとは

子育てのお手伝いをしてほしい方(依頼会員)と子育てのお手伝いができる方(協力会員)が会員登録し、子育てをサポートする組織です。

ファミリーサポートセンターは、依頼会員と協力会員との援助活動に関する連絡・調整を行います。実際の援助活動は双方の合意によって初めて成立するものです。センターでは可能な限り希望に添うように努めますが、急な依頼などには応えられない場合があります。

射水市ファミリーサポートセンター

会員登録の手引き



1 会員の条件

依頼会員

- 市内在住または市内に勤務・通学している方
- 小学6年生までのお子さんがいる方
- 出産予定の方

※協力会員と兼ねることができます。
(両方会員)

協力会員

- 市内在住で子どもが好きな方
- 心身ともに健康で社会参加を
したいと思っている方

※資格、経験は問いません。

2 入会手続き

入会金・登録料は無料です。

- ① 会員登録の手続き・利用方法の説明は、センターで行います。(所要時間10分程度)
- ② 会員証は後日郵送します。
- ③ 入会申込書は射水市社会福祉協議会のホームページでもダウンロードできます。

3 活動の流れ・手順について

- ① 援助が必要になったら、センターにメール又は電話します。
- ② センターは依頼の条件に合う協力会員に連絡し、依頼会員に協力会員を紹介しします。
- ③ 依頼会員は協力会員に電話で連絡し、事前に打ち合わせをします。
- ④ 協力会員は援助活動を行い、活動後は活動報告書を書きます。
- ⑤ 依頼会員は活動報告書を確認後、署名をし、協力会員に報酬を直接支払います。
- ⑥ 協力会員は1か月分の活動報告書をまとめて翌月5日までにセンターへ提出します。

4 援助活動内容

放課後児童クラブ開始前や終了後の預かり及び送迎

保育施設開始前や終了後の預かり及び送迎

学校の開始前や終了後の預かり及び送迎

協力会員宅や支援センターなどでの預かり

習い事の送迎

依頼者家族がいる場合の依頼会員宅での育児援助

冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事、家庭の用事などの預かり

通院時や買い物、その他美容室等リフレッシュしたい時などの預かり



- 援助活動は、原則として協力会員宅で行いますが、依頼会員家族が在宅の場合などセンターが認めた場合は、依頼会員宅でも預かります。
- 協力会員と依頼会員の間で合意がある場合、支援センター・児童館などセンターが認める施設での援助活動も可能です。
- 病児の預かりは行いません。
- 宿泊を伴う援助活動は行いません。
- 一度に預かることができる子どもの人数は原則、協力会員一人につき一人です。(但し、兄弟・姉妹で利用する場合は可)
- 家事や子ども以外の家族への援助は行いません。

5 会員の約束

- ★ 下記の約束を守りましょう。
- ★ 活動中に知り得たお互いの個人情報、口外しないでください。(退会後も同様です。)
- 予定変更が生じた場合は、なるべく早く相手会員とセンター(センター開所時はサブリダー)に連絡しましょう。
- センターへ連絡なしに、会員同士での援助活動は行わないでください。(連絡のない援助活動には補償保険が適用されません。必ずセンターに知らせてください。)
- 登録内容に変更があった場合は、センターに連絡してください。
- 退会する場合はセンターに連絡し、会員証を返還してください。
- 会員が約束に違反した場合、あるいはセンターが会員として適正に欠くと認めた場合、会員の条件に該当しなくなった場合は退会していただくことがあります。

依頼会員

- 事前打ち合わせを行う。
 - ・ 援助内容・場所・時間の確認
 - ・ 報酬や支払期日・方法など
 - ・ 預かりの場合に必要なおむつなどの持ち物や、食事・おやつ・飲み物などについて(依頼会員が準備)
 - ・ アレレギーの有無について
 - ・ 好きな遊び道具などの確認(必要があればお気に入りの物を持参)
- 時間を守る。(開始時間・終了時間)
- 依頼内容以外のことは要求しない。
- 保育園・幼稚園・小学校などへの送迎を依頼する場合、事前に施設に連絡をしておく。
- 送迎の場合はシートベルトの着用や車内でのマナーについて、預かりの場合は自宅や協力会員宅での過ごし方について、活動の前にお子さんと話し合っておく。
- 協力会員と基準の報酬以外の金品の受け渡しをしない。

協力会員

- 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンター(センター開所時はサブリダー)に連絡する。
- **安全チェックリスト(P6)**により室内外の安全を確かめる。
- 会員証を携帯する。
- 援助活動報告書を作成し、依頼会員の署名を受ける。
- 援助活動報告書は月末締めで、翌月5日までにセンターへ提出する。
- 子育て応援券での支払いがあった場合は、センターに連絡して処理を行う。(事前に処理の説明があります。)

⑥ 利用料金(報酬の基準)

基本時間(月～金)	利用日・利用時間	利用料金
	7:00～19:00	1時間あたり700円
基本時間外(月～金)	6:00～ 7:00 19:00～22:00	1時間あたり900円
土・日・祝祭日 年末年始(12/29～1/3)	6:00～22:00	1時間あたり900円

- 最初の1時間までは、1時間以内の援助でも1時間とみなします。
- 1時間を超えてさらに、30分未満の援助は上記の半額、30分以上の援助は1時間として計算します。(例) 1時間25分→700円+350円=1,050円
1時間45分→700円+700円=1,400円
- 兄弟・姉妹で預ける場合は、二人目から利用料金が半額になります。
- 世帯状況により、料金の助成があります。詳しくは問い合わせください。

⑦ 活動時間について

- 協力会員が依頼された場所に向いて援助を行う場合や送迎する場合は、協力会員が自宅を出発してから、自宅に戻るまでの時間も含まれます。
(例) 協力会員が子どもを保育園に迎えに行く場合
協力会員宅 → 保育園 → 依頼会員宅 → 協力会員宅

⑧ 実費について

- 交通費……公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費とします。
- 食事(ミルク)、おやつなど……やむを得ず協力会員が提供した場合は、実費とします。

⑨ 依頼のキャンセルについて

- 前日までの取り消し……無料
- 当日取り消し……利用料金表によって算出された報酬額の50%
- 無断取り消し……全額

⑩ 支払い方法について

- 報酬及び実費は、援助活動終了後に依頼会員から協力会員へ直接支払うものとし
ます。
- 子育て応援券での支払いもできます。依頼時にセンターにお知らせください。

⑪ 補償保険制度について

万一の事故に備え「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入しています。(会員負担なし)

① サービス提供会員傷害保険 協力会員が支援活動中や、自宅と保育施設等への往復途上(自宅と通常の経路)において、事故により傷害を被った場合の補償。

- 走っている子どもを受け止めようとして支えきれずに転んでケガをした。
- 子どもを送って帰宅途中、雨で濡れた階段で滑ってケガをした。

補償例

事由	補償額	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日を限度
手術	3,000円×10倍、または5倍	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日限度

② 賠償責任保険 協力会員が支援活動中、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額の補償。

- 協力会員の不注意でお湯がこぼれ、預かっている依頼会員の子どもにやけどをさせてしまったことで賠償請求を受けた。

補償例

事由	補償額(限度額)
対人・対物(1名、1事故につき)	2億円
初期対応費用(身体障害の見舞金・見舞品1人)	1,000万円
一事故	10万円限度

③ 子ども障害保険 依頼会員の子どもが、支援活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって障害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず補償するもの。

- 子どもが階段から落ち、ケガをした。

補償例

事由	補償額	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院
手術	3,000円×10倍、または5倍	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日限度

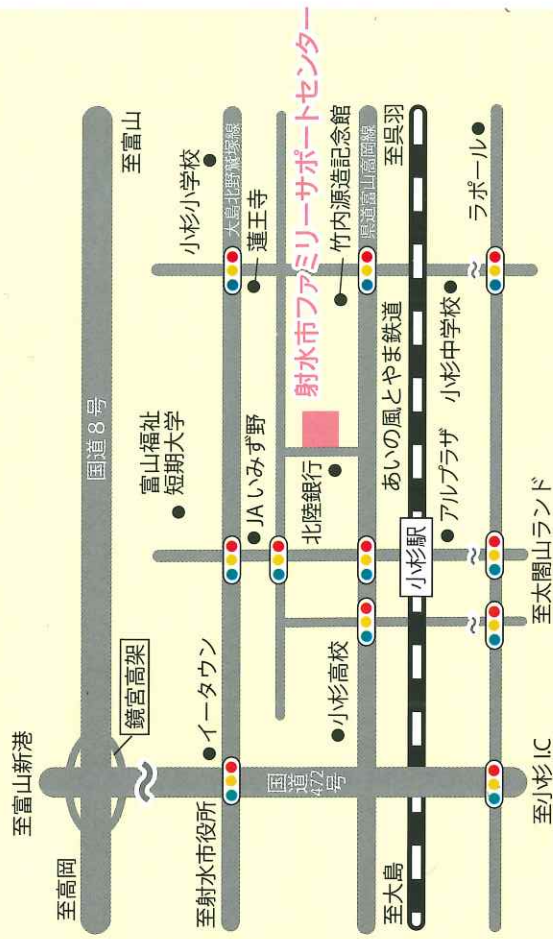
※上記の保険の他に「お見舞金制度」があります。預かった子どもによる協力会員の財物の破損、活動に起因した熱中症や感染症、活動中の自損や当て逃げによる車の破損などに、支払われる場合がありますので、速やかにセンターへお問い合わせください。

安全チェックリスト

日常生活の中には、小さい子どもにとって危険な箇所がたくさんあります。援助活動の前に毎回必ず安全チェックリストにそって家の中を点検し、安全な環境を作りましょう。

1	階段や段差のある所に、子どもが落ちないよう対策がしてありますか。
2	ベランダや窓から子どもが落ちないよう踏み台となるような物を片付け、一人出ないよう鍵をかけましたか。
3	ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。
4	子どもをベビーベッドなどの高い所に寝かせる場合、転倒防止の為の対策はとっていますか。
5	子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものをおいていませんか。
6	壊れやすい物、刃物(ナイフ・かみそり)、たばこ、薬、マッチ、化粧品、洗剤などは子どもの手の届かない所に置いていますか。
7	硬貨、ピアスなどの小物、ボタン電池、あめ玉、ピーナッツなど、子どもが飲み込んでしまうようなものは、子どもの手の届かない所に置いてありますか。
8	ポット、鍋、炊飯器、アイロンなど、子どもの手が届かない所に置いてありますか。
9	ストーブ、ファンヒーターなどに、子どもが触れることができないよう対策をしていますか。
10	テーブルクロスははずしてありますか
11	テーブルの上の熱い飲み物や食べ物は、子どもの手が届かない所に置いてありますか。
12	ビニール袋やラップなどは、子どもの手の届かないところに置いてありますか。
13	浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていますか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが一人では入らないような対策をしていますか。
14	ブラインドの紐は、子どもが首をひっかけてしまわないように、届かない高さでくくつてありますか。
15	自動車に乗せるときは、小児用シートベルト付座席を使っていますか。
16	自動車の中に短時間でも子どもを一人にしておくことがありますか。

射水市ファミリーサポートセンター案内地図



射水市ファミリーサポートセンター

〒939-0351 富山県射水市戸破4200番地1-1
救急薬品市民交流プラザ2階

TEL 0766-55-5205

FAX 0766-55-5209

E-mail: ifss@imizushakyo.jp

開所時間／月～金 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は休み)



射水市社会福祉协议会

ホームページ: <http://www.imizushakyo.jp>